

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年6月24日 14時36分ごろ
発生場所	東京都大田区羽田空港船着き場南方沖 東京国際空港飛行場灯台から真方位271°610m付近 (概位 北緯35°32.6′ 東経139°45.7′)
事故の概要	警備艇つるぎは、漂泊中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年7月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	警備艇 つるぎ、10トン
船舶番号、船舶所有者等	273-13140神奈川、内閣府
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	右舷プロペラ翼2枚破損及び1枚曲損、左舷プロペラ翼1枚曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか乗組員1人が乗り組み、羽田空港船着き場南方沖において、漂泊していた。</p> <p>船長は、測深機の水深が約3.1mを表示していたので、クラッチレバーの位置を中立とし潮汐表を確認していたところ、本船が風浪により圧流されていることに気付いた。</p> <p>船長は、測深機の水深が約1mを表示していたので、その場から離れようとして右舷主機を後進としたが、プロペラ付近に擦れる音が聞こえ、浅所に乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長は、本船に浸水等異常が無いことを確認した後、本事故の発生を所属の水上警察署に通報した。</p> <p>本船は、自力で離礁して定係地に帰航した。</p> <p>船長は、漂泊した際、付近に浅所があることを知っており、本船が浅所に接近するまでには航行を開始しようと思っていたが、思いのほか風浪により浅所に圧流されていたと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.65m、船尾約1.2mであった。</p>
分析	<p>本船は、漂泊中、船長が、付近に浅所があることを知っていたものの、浅所に接近するまでには航行を開始しようと思ひ、測深機の水深が約3.1mを表示する海域で潮汐表を確認していたところ、風浪により浅所に圧流されたことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、漂泊中、船長が、付近に浅所があることを知っ

	<p>ていたものの、浅所に接近するまでには航行を開始しようと思い、測深機の水深が約3.1mを表示する海域で潮汐表を確認していたところ、風浪により浅所に圧流されたため、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、浅所付近海域で漂流する場合、風浪による圧流、水深等を十分に考慮し、浅所に接近することのないよう小まめに測深して安全を確保した上で作業を行うこと。</li></ul>